

令和5年度全国中学校体育大会 第54回全国中学校サッカー大会 【宿泊・弁当のご案内】

- 大会期間：令和5年8月19日（土）～8月24日（木）
- 大会会場：【香川東部】 三木町総合運動公園 高松市立東部運動公園
【高松周辺】 屋島レクザムフィールド 香川県総合運動公園
【香川西部】 瀬戸大橋記念公園 綾川町総合運動公園
決勝戦 Pikara スタジアム（丸亀市）

1. 基本方針

第54回全国中学校サッカー大会の宿泊及び昼食の確保に万全を期する事を目的とし、次のように定めます。

- (1) 令和5年度全国中学校体育大会香川県実行委員会（以下「実行委員会」と言う）の宿泊・弁当等の基本方針に従って実施します。
- (2) この要項の適用対象者（以下「大会参加者」と言う）は第54回全国中学校サッカー大会に参加する選手・監督・コーチ・引率者・応援生徒・一般応援者・保護者(小児含む)・大会役員・運転手とします。
- (3) 大会参加者は指定宿舎とします。尚、指定した宿舎の変更は原則として認めません。変更によって生じた全ての紛議や損失は、任意に宿泊を変更した者がその責任を負うこととなります。
- (4) 宿泊・お弁当の取扱は、実行委員会が指定した「名鉄観光サービス（株）高松支店」（以下、「宿泊事務局」と言う）が担当します。必ず宿泊事務局を通じてお申し込み等を行ってください。
- (5) 宿泊中の選手等に風紀上悪影響が及ばないよう教育的配慮をします。
- (6) ご希望された申込区分の宿舎が満室の場合、他の宿舎をご案内させていただきます。予めご了承下さい。

2. 取扱適用期間（大会実施期間：令和5年8月19日（土）～8月24日（木）です）

宿泊設定日：令和5年8月18日（金）～8月23日（水）のご宿泊

※設定以外の日程での宿泊については「宿泊事務局」までご相談ください。

※8月23日（水）の宿泊については宿泊数に限りがありご相談させていただくことがあります。

※8月24日（木）の宿泊については予約希望を頂いてから手配となりますのでご了承ください。

※8月19日（土）、20日（日）の2泊は必ず宿泊いただきます。

※災害等特別な事由が生じた場合は別途考慮致します。

3. 宿泊について

香川県では夏の恒例の中四国最大級の野外音楽イベント行事「MONSTER baSH」が開催され開催日・開催日前後の宿泊施設の多くが毎年確保されています。本年度は8月19日（土）・20日（日）開催予定の為、同日は宿泊施設の予約状況がひっ迫しております。このため、今回は香川県内広域で宿舎を確保しまして選手団の宿泊に充てております。そこで、会場までの移動にできるだけご不便をおかけしないよう配宿する方針です。

■大会前半「8月18日（金）～21日（月）期間」選手団の配宿については

宿泊施設を【香川東部】【高松周辺】【香川西部】の3つの宿舎群に分け、練習会場及び1回戦の試合会場に比較的近い宿舎群の宿舎を試合の組合せ決定後に配宿させていただくことにいたします。

■大会後半「8月22日（火）～23日（水）期間」の宿泊は、3つの宿舍群の中で利便性の良い宿舍を選び配宿をさせていただきます。このため、大会前半・後半で宿泊施設が変わります。（変わらない場合もあります）

■大会前半・大会後半で各々、宿泊施設区分をご選択ください。

■大会前半のみの宿泊申込のチームで、大会期間中に大会後半の宿泊が必要となったチームは、宿泊事務局にご相談下さい。

4. 宿泊のご案内

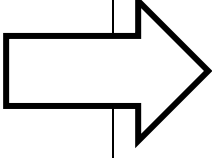
ご旅行の取扱いは、名鉄観光サービス（株）高松支店が旅行企画・実施する『募集型企画旅行』です。

添乗員は同行しません。旅行条件は令和5年3月1日現在を基準とし「ご旅行条件書」をご確認下さい。

(1) 宿泊設定日：令和5年8月18日（金）～8月23日（水）

(2) 宿泊対象者：選手・監督・コーチ・引率者・応援生徒・一般応援者・保護者(小児含む)・大会役員・運転手

(3) 宿泊地区

大会前半（8月18日～21日）	大会後半（8月22日～23日）
練習・1回戦会場に比較的近い宿舍群から配宿	準決勝以降の会場に比較的近い宿舍を配宿
【香川東部】さぬき市・高松市 【高松周辺】高松市・三木町 【香川西部】坂出市・丸亀市・善通寺市・宇多津町・多度津町	【地区指定なく】高松市 三木町 坂出市 丸亀市
	
大会前半・後半で宿泊施設が変わります。（変わらない場合もあります）	

(4) 日程表：下記は1泊あたりのモデル日程表になります。ご希望に応じて6泊までお受けいたします。

日次	日程（最少催行人数：各ホテル1名様より）
1日目	宿泊施設（泊） ※各自チェックインください
2日目	宿泊施設（発） ※各自チェックアウトしてください

(5) 食事回数：1泊2食付き・・・朝食1回 夕食1回 1泊朝食付き・・・朝食1回

(6) 配宿について

① ご案内する宿舍群ごとの「宿泊区分」は別表の通りです。各施設、受入人数に上限があるため、ご希望にお応えできない場合がございます。なお、宿泊施設の指定はできませんので予めご了承ください。

また、宿泊区分と会場までの移動距離は比例いたしませんので予めご了承下さい。

② 配宿は、組合せ抽選結果により宿泊事務局に一任いただきます。1回戦の試合会場に比較的近い宿泊群の中から配宿させていただきます。ご希望に添えますよう努力をいたしますが、宿泊区分及び宿泊施設の収容人員が満員に達した場合、止むを得ず 第2希望・第3希望でのご案内となる場合がございます。予めご了承ください。また、S・A区分のない宿泊群がありますのでご了承ください

③ 配宿は選手・監督・コーチ・引率者は同宿を原則とし最優先に配宿いたします。応援生徒・保護者につきましては可能な限り選手等と同じ宿泊施設に配宿いたしますが、収容人員が満員に達した場合など他の宿泊施設をご案内することがあります。

(7) ご宿泊に関する注意事項

① 旅行代金は宿泊代金、食事代金、税金・サービス料を含む定員利用時の1名様あたりの金額です。

② 小学生も同料金となります。また未就学児につきましては「宿泊事務局」にお問い合わせください。

③ 監督・引率者の方々は可能な限り一人部屋となるよう配慮いたしますがご希望に添えないこともございます。

④ お部屋割りは学校単位でご用意いたしますので他校との相部屋はございません。

⑤ ホテルのお部屋のタイプはシングル・ツイン・トリプル・フォースタイプ・和室、旅館のお部屋のタイプは和室・和洋室・広間となり、洋室の場合はエキストラベットを含めたベット数、和室の場合は定員、広間は最大8名までの利用とさせていただきます。

⑥ 選手のお部屋は可能な限り禁煙ルームをご案内させていただきますが、宿泊施設の状態により喫煙ルームで消臭対応となる場合がございます。

宿泊施設を指定してお申し込みは受付できません。宿泊施設区分（S～D）にてお申し込みください。

大会前半：第1希望～第3希望 及び 大会後半：第1希望～第3希望 をご選択ください。

⑦ ホテル・旅館の客室について、お部屋のタイプ（シングル・ツイン・和室等）の希望はご指定できません。

⑧ 食事条件は可能な限り1泊2食対応をさせていただきますが宿泊施設の事情で下記の対応となる施設があります。

【1泊朝食】 別途夕食手配が可能な施設	【1泊2食】夕食はホテル外の食事場所となる施設
JRホテルクレメント高松	ダイワロイネットホテル高松【仲見世など】
JRクレメントイン高松	リーガホテルゼスト高松【さめき麺業】
チサン イン 丸亀善通寺	ルートイン坂出北インター【うまか坊】
	アパホテル高松空港【和光】（朝食は弁当対応）
	HOTEL A Z 香川宇多津店【四国健康村】
	宇多津グランドホテル（夕食はお弁当対応）

このことから夕食を欠食希望される場合は1食あたり@1,000円（税込）を欠食料金として差引した料金で対応いたします。なお申込以降の夕食欠食はできませんのでご了承ください。

⑨ 特別な事情を除き、朝食または朝食弁当対応の欠食扱いはいたしません。

⑩ 宿泊施設駐車場を有しない施設が多くありますのでご了承ください。また駐車場を有する施設においても有料の場合がございますのでご承知おきください。宿舎決定後、駐車場をご利用の場合は宿泊施設に直接ご確認をお願いいたします。なお、駐車料金が別途必要になる場合は、ご自身で精算をお願いいたします。

⑪ 早着・遅着の取扱いは、チェックインは15:00以降、チェックアウトは10:00以前を原則とします。それ以前・以降の場合は追加料金が発生する場合があります。

5. 昼食（お弁当）の取扱いについて 【お弁当は旅行契約に該当しません】

(1) 昼食（お弁当）の取扱日は 令和5年8月18日（金）～24日（木）【7日間】

(2) 内容 幕の内弁当（お茶付） 950円（税込）

(3) 受け渡しについて

- ① お弁当の引き換えは各会場の指定「弁当引換所」にてお申込み単位で10:30～13:30の間に行います。
- ② 食中毒防止のため受け取りに来られないお弁当につきましては13:30をもって廃棄させていただきます。
- ③ 受け取り後は、炎天下での保管はせず必ず30分以内に必ずお召し上がりください。
- ④ 空箱の回収は弁当引換所に14:00までにお持ちください。14:00を過ぎますと処分ができませんのでその際にご自身で処分をお願いいたします。なお、空箱の回収はお申込みのお弁当に限らせていただきます。
- ⑤ ご希望の場合は、申込システムで宿泊申込と併せてご注文をお願いします。
- ⑥ 競技場周辺は飲食施設が限られますので、お弁当のご注文をお勧めいたします。
- ⑦ お弁当の当日販売はございません。
- ⑧ 取消料規定が宿泊プランとは異なりますのでご注意ください。

- ⑨ お弁当の個数に変更がある場合は、前日 12:00 までに、「宿泊事務局」へ最終の必要数をご連絡ください。ご連絡が無い場合は、当初のお申し込み個数でお渡します。

6. 大会会場への送迎（選手輸送）について

公共交通機関（JR・航空機・高速バス）などで来県される学校様につきましては、貸切バスをチャーターされるご希望があればご相談ください。バス会社へ問合せをさせていただきます。

※貸切バスの予約状況も宿泊施設と同様に中四国最大級の野外音楽イベント行事「MONSTER baSH」の開催のためバス需要がひっ迫しておりますのでお早目にご相談ください。

7. お申し込み方法

(1) お申し込み方法について

- ① 本大会のご出場が決定次第、所定のWEB申込システムに必要事項を入力しお申し込みください。

[申込URL] <https://www.mwt-mice.com/events/soccer2023>

第54回全国中学校サッカー大会のホームページ (<http://www.kagawa-zenchu-soccer.com/>) から画面にアクセスできます。

- ② 電話でのお申込みはお受けできません。必ずWEB申込をお願いいたします。
③ WEB申込画面でのお申込みが出来ない環境の場合は名鉄観光サービス(株)高松支店『第54回全国中学校サッカー大会宿泊事務局』までFAX申込用紙をご請求ください。FAXでお申し込みを受け付けます。

(2) お申し込み締切日

令和5年8月11日(金) 16時 申込締切

注) 但し、ブロック大会が終了していない場合がございます。別途FAXにてお申込を受け賜ります。

(3) お申し込みの流れ

- ① 上記URLのお申し込みサイトにアクセスしていただき「新規お申し込みはこちら」よりお進みください。
※ご登録いただきましたメールアドレスに弊社からの連絡等を送信いたしますので、ご確認・受信いただきやすいメールアドレスをお使いいただきますようお願いいたします。
② WEBサイト内で締切日まではご登録内容の変更など編集が可能です。
③ お申し込み締切り後はお申し込みサイトが「メンテナンス中」となりアクセスできなくなります。
④ 配宿確定後、弊社からメールにて確定通知メールを送信いたします。受信後、お申し込みサイトに再ログインしていただき確定結果をご確認ください。
⑤ 再ログインしたホーム画面にて「お申込内容確認書兼お振込先のご案内 (PDF)」をダウンロードしていただき費用のご送金をお願いします。

■ お申し込みフローチャート



(4) 交通手段把握のためお申し込みサイト内に必ずご登録ください。

《例：大型バス・公共交通機関・自家用車など》

(5) 変更・取消方法

① お申し込み締切日（8月11日）までの「変更・取消・追加」は、お申し込みサイトの変更画面にてお願いいたします。

② お申し込み締切日以降の「変更・取消・追加」については、お申し込みサイトに添付の「変更・取消・追加連絡書」にご記入のうえ、FAX またはメール（zenchu2023-soccer@mwt.co.jp）でご送信願います。

※電話による変更や取消のお申し出は間違い防止のためお受けいたしません。FAX による変更等依頼の際は送受信確認のご連絡をお願いいたします。

③ 取消の場合、取消日(旅行契約の解除期日)により、規定の取消料(11、取消料規定について)がかかりますのでご注意ください。

※取消日は、お客様が弊社の営業日・営業時間内にご連絡いただいた日とします。

(6) 宿泊確定通知

① 大会の試合組合せ決定後、8月14日（月）以降、順次ご登録のメールアドレスに配宿確定通知メールを送付いたします。

② メール受信後、お申し込みサイトより「お申込内容確認書兼お振込先のご案内（PDF）」にてご確認ください。

※ お申込内容確認書は、受付にて必要な書類となりますので必ず印刷の上、当日ご持参願います。

(7) お支払いについて

お支払いについては、配宿確定通知後に「お申込内容確認書兼お振込先のご案内」に記載の口座へ8月18日（金）までにお振り込みください。

ご送金の際、振込依頼人の欄に必ず「学校名」をご入力ください。

金融機関発行の「振込金額受領書」以外に別途弊社領収書をご要望の際は、「領収書発行依頼書」に記入の上 FAX でご依頼ください。領収書は大会終了後9月1日までに郵送でお送りいたします。

恐れ入りますが振込手数料はお客様ご負担にてお願い申し上げます。

〔指定口座〕

みずほ銀行 第五集中支店 普通口座 0170923

メイテツカンコウサービス（カ

8. その他

(1) 詳しい旅行条件を後半のページに添付しております。事前にご確認の上お申し込みください。

9. ご宿泊先一覧表 大会前半期間 令和5年8月18日（金）～21日（月）

【香川東部地区】注1：申込区分にS・A区分はありません

申込区分	宿泊施設名	地名	宿泊料金	食事条件	部屋タイプ	ミーティング会場 (有料会議室定員25名以上)
B	アパホテル 高松空港	高松空港	13,000円	1泊2食 朝食お弁当対応 夕食はホテル外	洋室・和室	有料会議室 TKP @12000+設営費 1時間

B	クアパーク津田	さぬき市	13,000 円	1 泊 2 食	洋室	食事会場または 有料会議室@16,500~2 時間
C	TRESTA 白山	三木町	11,000 円	1 泊 2 食	洋室・和室	食事会場または 有料会議室@11,000~
C	新樺川観光ホテル	塩江温泉	11,000 円	1 泊 2 食	和室	宿舎内の小宴会場
C	ホテルセカンド ステージ	塩江温泉	11,000 円	1 泊 2 食	和室・洋室	宿舎内の部屋利用可 (定員 20 名)
C	庵治観光ホテル 海のやどり	庵治温泉	11,000 円	1 泊 2 食	和室	夕食会場 (宴会場)
D	ゆーとぴあみろく	さぬき市	9,000 円	1 泊 2 食	和室	宿舎内の 2 階会議室
D	春日温泉	さぬき市	9,000 円	1 泊 2 食	和室・広間	宿舎内の食事会場

【高松周辺地区】注 1 : 申込区分で D 区分が少ないです

申込 区分	宿泊施設名	地名	宿泊料金	食事条件	部屋タイプ	ミーティング会場 (有料会議室定員 25 名以上)
S	J Rホテル クレメント高松	高松市	18,000 円	1 泊朝食 夕食手配可能	洋室	有料会議室@38,720~ 2 時間
A	JR クレメントイン 高松	高松市	15,000 円	1 泊朝食 夕食手配可能	洋室	
A	ホテル パールガーデン	高松市	15,000 円	1 泊 2 食	洋室	食事会場または 有料会議室@28,600~2 時 間
B	高松東急 R E I ホテル	高松市	13,000 円	1 泊 2 食	洋室	食事会場
B	ダイワロイネット ホテル高松	高松市	13,000 円	1 泊 2 食 夕食はホテル外	洋室	
B	リーガホテル ゼスト高松	高松市	13,000 円	1 泊 2 食 夕食はホテル外	洋室・和室	1 階のアルゴ喫茶利用可能
C	TRESTA 白山	三木町	11,000 円	1 泊 2 食	洋室・和室	有料会議室@11,000~2 時 間
C	ザ・セレクトン 高松	高松市	11,000 円	1 泊 2 食	洋室	食事会場
C	ニューグランデ みまつ・サキカ	高松市	11,000 円	1 泊 2 食	和室	食事会場
D	銀星旅館	高松市	9,000 円	1 泊 2 食	和室	食事会場

【香川西部地区】注1：申込区分にS・A区分はありません

申込区分	宿泊施設名	地名	宿泊料金	食事条件	部屋タイプ	ミーティング会場 (有料会議室定員25名以上)
B	アパホテル 高松空港	高松空港	13,000円	1泊2食 朝食お弁当対応 夕食はホテル外	洋室・和室	有料会議室 TKP @12,000+設営費 1時間
C	オークラホテル 丸亀	丸亀市	11,000円	1泊2食	洋室・和室	食事会場
C	坂出グランド ホテル	坂出市	11,000円	1泊2食	洋室	食事会場または 有料会議室@22,000~1時間
C	宇多津グランド ホテル	宇多津町	11,000円	1泊2食 夕食はお弁当対応	和室・洋室	食事会場
C	坂出プラザホテル	坂出市	11,000円	1泊2食	洋室	食事会場
C	ルートイン坂出北 インター	坂出市	11,000円	1泊2食 夕食はホテル外	洋室	1階 レストランが空いて いれば対応可能
C	ホテルニュー センチュリー坂出	坂出市	11,000円	1泊2食	洋室	宿舎内 食事会場または 会議室利用可
C	総本山善通寺 いろは会館	善通寺市	11,000円	1泊2食	和室	食事会場
C	ホテルトヨタ	多度津町	11,000円	1泊2食	和室・洋室	食事会場
C	ホテルルートイン 丸亀	丸亀市	11,000円	1泊2食	洋室	
D	HOTEL AZ 香川 宇多津	宇多津町	9,000円	1泊2食	洋室	四国健康村(温泉入浴付)
D	チサン イン 丸亀善通寺	善通寺市	9,000円	1泊朝食 夕食手配可能	洋室	

【朝食時間について】

※朝食時間の希望が早い場合、お弁当への変更や朝食欠食の対応を取らせていただく場合がございます。

8月19日は朝食時間6:30スタートです。18日及び20日以降は7:00スタートになる宿舎があります。

予めご了承下さいますようお願い申し上げます。

【ミーティング会場について】

※食事会場をミーティング会場としてご利用の場合は食後30分程度の打合せを想定しております。

※一覧表表示の「有料会議室」は時間貸しの会議室や宴会場のことを言います。ご希望があれば直接宿舎にご相談ください。なお当日の使用状況により空室がない場合がありますのでご了承ください。

また、有料でないミーティング会場があるところでも当日の使用状況により空室がない場合がありますのでご了承ください。

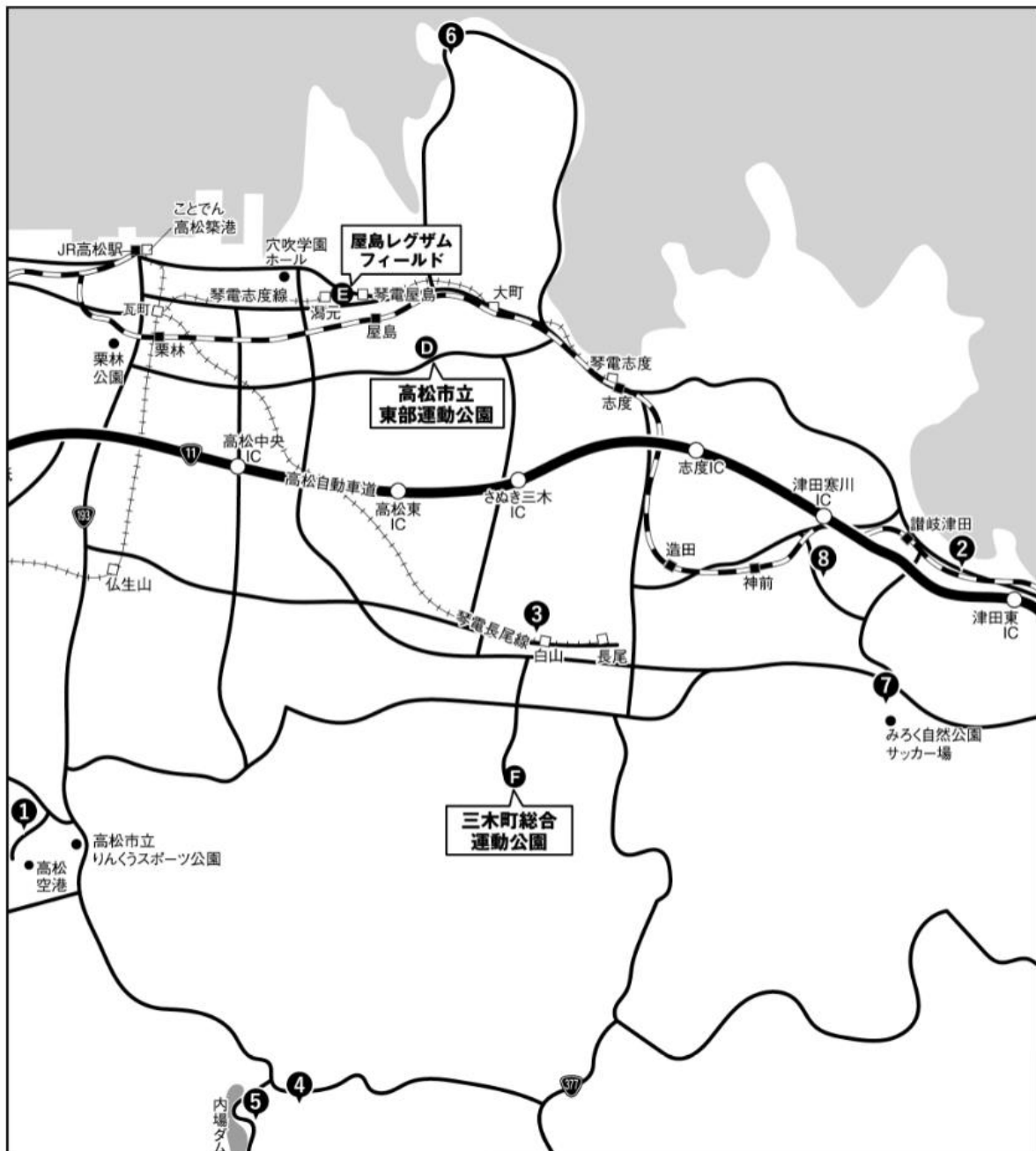
10. ご宿泊先一覧表

大会後半期間 令和5年8月22日(火)～23日(水)

申込区分	宿泊施設名	地名	宿泊料金	食事条件	部屋タイプ	その他 ミーティング会場
S	J Rホテル クレメント高松	高松市	18,000 円	1泊朝食 夕食別手配可能	洋室	有料会議室@38,720～ 2時間
A	ホテル パールガーデン	高松市	15,000 円	1泊2食	洋室	食事会場または 有料会議室@28,600～2時 間
B	高松東急R E I ホテル	高松市	13,000 円	1泊2食	洋室	食事会場
C	TRESTA 白山	三木町	11,000 円	1泊2食	洋室・和室	食事会場または 有料会議室@11,000～2時 間
C	ザ・セレクトン 高松	高松市	11,000 円	1泊2食	洋室	食事会場
C	ニューグランデ みまつ・サキカ	高松市	11,000 円	1泊2食	和室	食事会場
C	オークラホテル 丸亀	丸亀市	11,000 円	1泊2食	和室	食事会場
C	坂出プラザホテル	宇多津町	11,000 円	1泊2食	洋室	食事会場
C	ホテルセカンド ステージ	塩江温泉	11,000 円	1泊2食	和室・洋室	宿舎内の部屋利用可 (定員 20 名)

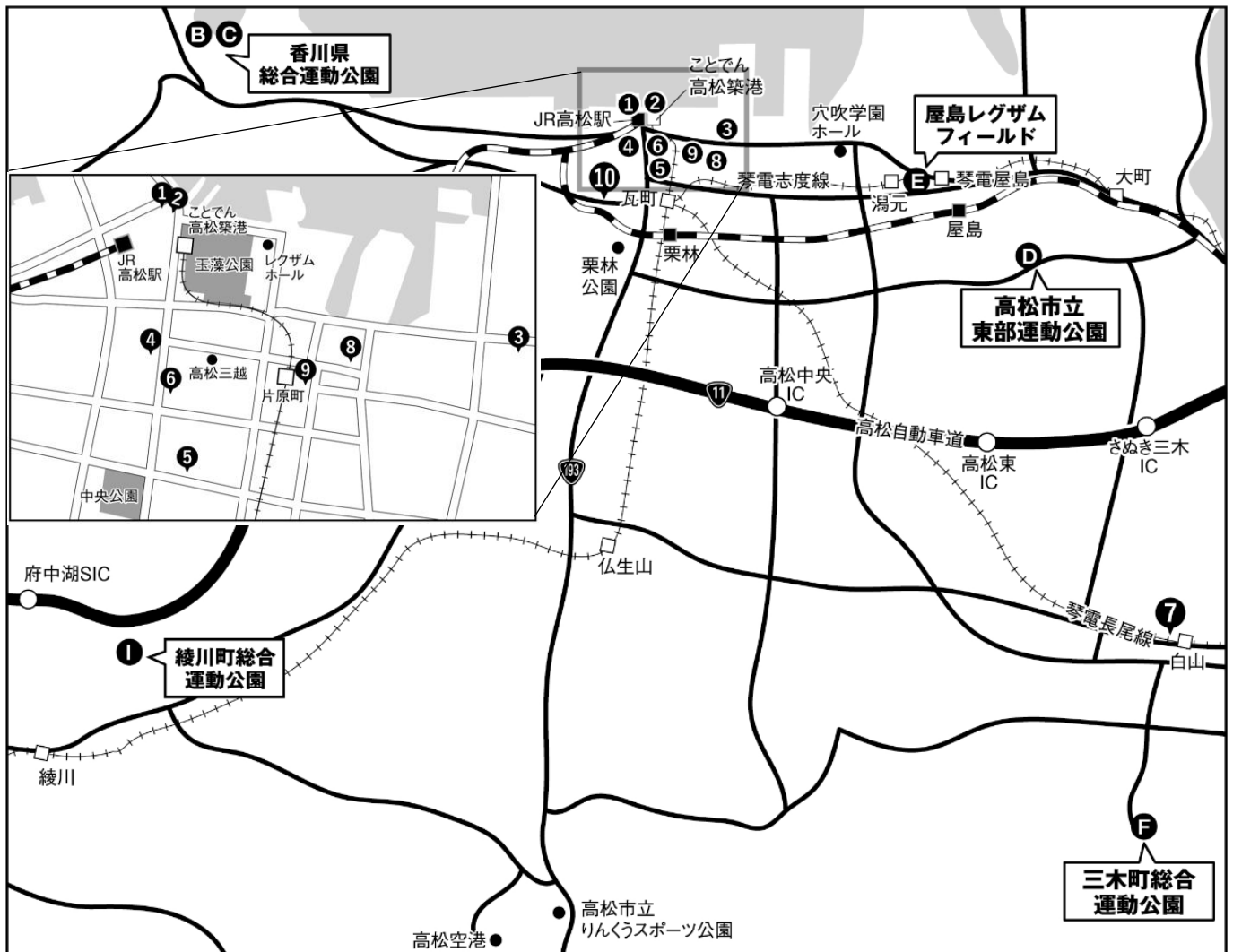
【香川東部エリアのホテル一覧】

番号—申込区分	ホテル名	住所	電話番号
1—B	アパホテル高松空港	高松市香南町由佐 2425-2	087-879-1111
2—B	クアパーク津田	さぬき市津田町松原地内	0879-42-2521
3—C	TRESTA 白山	木田郡三木町下高岡 972-30	087-898-8881
4—C	新樺川観光ホテル	高松市塩江町安原上東 1-6	087-893-1200
5—C	ホテルセカンドステージ	高松市塩江町上西乙 1118-8	087-893-1100
6—C	庵治観光ホテル海のやどり	高松市庵治町 5494	087-871-3141
7—D	ゆーとぴあみろく	さぬき市大川町富田中 3424	0879-43-5200
8—D	春日温泉	さぬき市寒川町神前 22	0879-43-6565



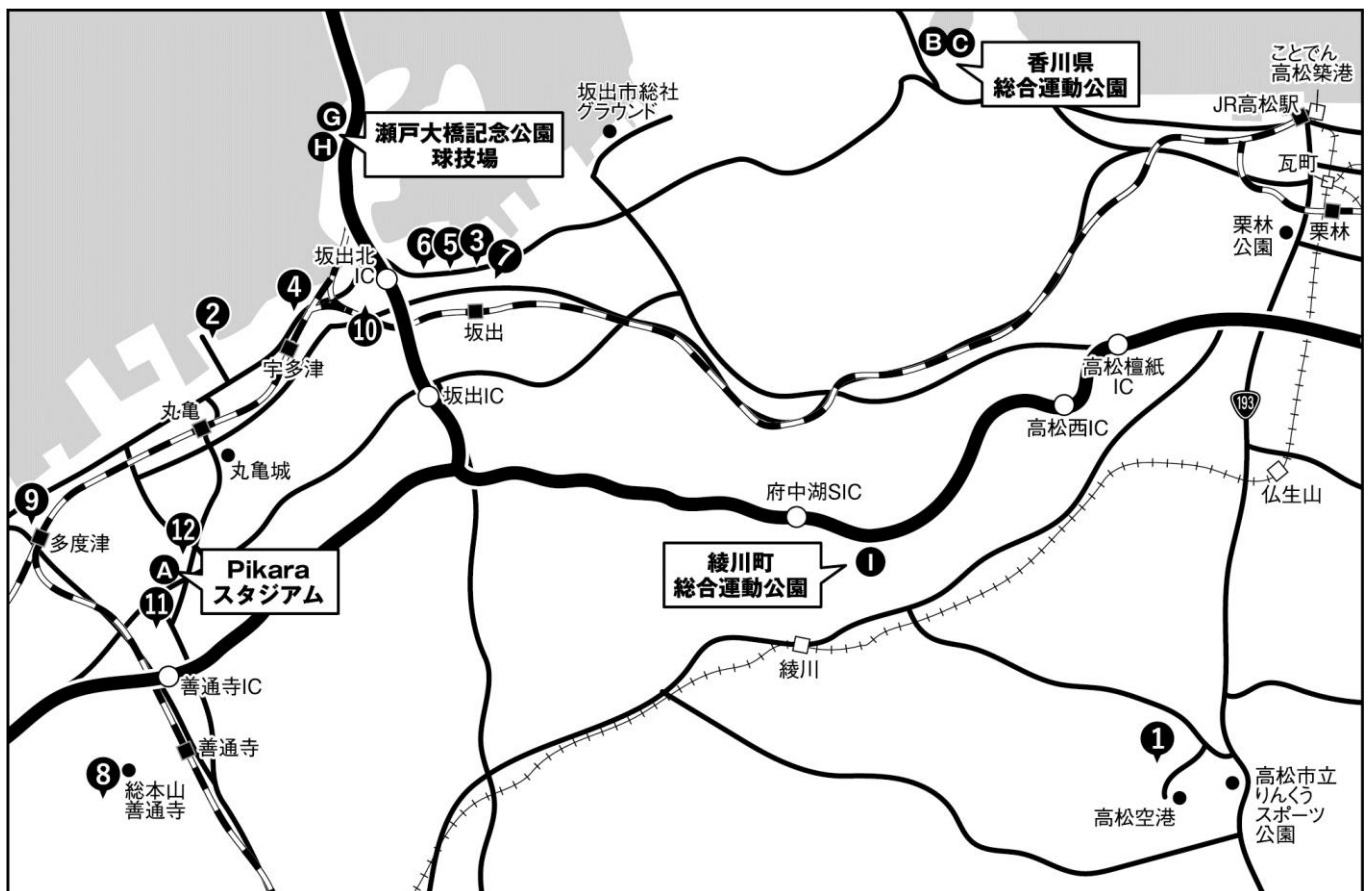
【高松周辺エリアのホテル一覧】

番号-申込区分	ホテル名	住所	電話番号
1-S	JRホテルクレメント高松	高松市浜ノ町 1-1	087-811-1111
2-A	JRクレメントイン高松	高松市浜ノ町 1-3	087-811-1200
3-A	ホテルパールガーデン	高松市福岡町 2-2-1	087-821-8500
4-B	高松東急R E I ホテル	高松市兵庫町 9-9	087-821-0109
5-B	ダイワロイネットホテル高松	高松市丸亀町 8 番地 23-8 階	087-811-7855
6-B	リーガホテルゼスト高松	高松市古新町 9-1	087-822-3555
7-C	TRESTA 白山	木田郡三木町下高岡 972-30	087-898-8881
8-C	ザ・セレクトン高松	高松市城東町 1-9-5	087-821-2222
9-C	ニューグランデみまつ・サキカ	高松市通町 2-3	087-851-3507
10-D	銀星旅館	高松市亀岡町 1-16	087-831-2171



【香川西部エリアのホテル一覧】

番号— 申込区分	ホテル名	住 所	電話番号
1-B	アパホテル高松空港	高松市香南町由佐 2425-2	087-879-1111
2-C	オークラホテル丸亀	丸亀市富士見町三丁目 3 番 50 号	0877-23-2222
3-C	坂出グランドホテル	坂出市西大浜北 1-2-33	0877-44-1000
4-C	宇多津グランドホテル	綾歌郡宇多津町浜三番丁 22-1	0877-41-1000
5-C	坂出プラザホテル	坂出市西大浜北 3-2-43	0877-45-6565
6-C	ホテルルートイン坂出北インター	坂出市西大浜北 4-5-31	0877-59-1110
7-C	ホテルニューセンチュリー坂出	坂出市久米町 1-25-8	0877-45-1180
8-C	総本山善通寺いろは会館	善通寺市善通寺町 3-3-1	0877-62-0111
9-C	ホテルトヨタ	仲多度郡多度津町栄町 3-2-10	0877-33-0088
10-D	HOTEL A Z 香川宇多津	綾歌郡宇多津町新開 2419-5	0877-49-0501
11-D	チサン イン 丸亀善通寺	丸亀市原田町西三分一 1587-1	0877-21-3711
12-C	ホテルルートイン丸亀	丸亀市田村町字二丁田 512-1	050-5576-7995



1 1. 取消料規定について

【宿泊の取消料】

取 消 日	取 消 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって4日前まで(例:8/18 宿泊なら8/14)	無 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日前～2日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%

(1) 宿泊のお取消に関しては1泊目から起算いたします。

2泊目以降のお取消に関しては旅行開始以降となり、宿泊代金の100%となります。

営業日・取消基準時間外にお申し出の場合は翌営業日受付の扱いとなります。

(弊社の営業は、平日9時30分～17時00分・土日祝日は休業です。)

但し、8月11日(金)・12日(土)・13日(日)は、本大会受付業務に限り営業させていただきます。

(2) お弁当の取消料規定は、宿泊取消料と異なりますのでご注意ください。

【お弁当の取消料】 ※お弁当は旅行契約に該当しません。

取 消 日	取 消 料
手配日前日12:00までの連絡	無 料
手配日前日12:00以降、当日の連絡	100%

(3) 大会開催当日は、会場内(香川県総合運動公園)に当社ツアーデスクを設置しております。

(4) 返金について

お振り込み後、変更・取消などにより返金が生じた場合、大会終了後、お客様指定の口座へ振り込みます。

その際、WEB申込トップ画面に添付の「ご返金先口座確認書」をFAXまたはメールにてご送付くださいますようお願いいたします。

(5) 領収書発行について

① 領収書が別途ご必要な場合は、旅行代金ご入金後、WEB申込トップ画面右下の「領収書発行依頼書」をダウンロードし必要事項を記入の上、FAX又はメールにて宿泊事務局宛にご送付ください。

② ご依頼いただきました領収書は、大会終了後ご指定の宛先に郵送させていただきます。

③ 一旦発行した領収書の差し替えは、発行済領収書と返信用封筒同封の上、郵送にてご依頼願います。

●お問い合わせ・お申し込み先

名鉄観光サービス(株)高松支店 『第54回全国中学校サッカー大会 宿泊センター』

観光庁長官登録旅行業第55号・日本旅行業協会正会員・ボンド保証会員

〒760-0023 香川県高松市寿町1-4-3 高松中央通りビル3階

TEL 087-822-1621 FAX 087-822-1628

営業時間：9時30分～17時00分（土・日・祝祭日休業）

旅行業務取扱管理者： 喜多野 裕介



旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明の点があれば、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

担当： 合田 琢也

E-mail: zenchu2023-soccer@mwt.co.jp

名鉄観光ホームページ <http://www.mwt.co.jp>

承認コード

中四国 23-002

個人情報の取り扱いについて

当社は、お申し込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

上記以外の目的で本人の了承なく個人情報を第三者に開示することはありません。

募集型企画旅行契約の部

第1章 総 則

第1条 (適用範囲)

- 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）はこの約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

第2条 (用語の定義)

- この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- この部で「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。
- この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。
- この約款でカード利用日とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

第3条 (旅行契約の内容)

当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

第4条 (手配代行者)

当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の締結

第5条 (契約の申込み)

- 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。
- 第1項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
- 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出て下さい。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

第6条（電話等による予約）

1. 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等を通知しなければなりません。
2. 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があったとき、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
3. 旅行者が第1項の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当社は予約のなかったものとして取り扱います。

第7条（契約締結の拒否）

当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
- (2) 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
- (3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (4) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (5) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (6) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (8) その他当社の業務上の都合があるとき。

第8条（契約の成立時期）

1. 募集型企画旅行の契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。
2. 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

第9条（契約書面の交付）

1. 当社は、前条に定める契約の成立後速やかに、旅行者に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。
2. 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

第10条（確定書面）

1. 前条第1項の契約書面において確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び旅行表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。
2. 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者からの問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
3. 第1項の確定書面を交付した場合には、前条第2項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

第11条（情報通信の技術を利用する方法）

1. 当社はあらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
2. 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

(4) 当社が旅行者に対し、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

(5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

3. 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず、契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

4. 前項の場合において、当社は旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

第17条（当社の解除権等－旅行開始前の解除）

当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

(1) 旅行者当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

(3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

(4) 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(5) 旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。

(6) スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

(7) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(8) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

(9) 旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2. 旅行者が第12条第1項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

3. 当社は、第1項第5号に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあつては13日目（日帰り旅行については3日目）に当たる日より前に、海外旅行にあつては23日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

第18条（当社の解除権－旅行開始後の解除）

当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

(1) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

(2) 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

(3) 旅行者が第7条第5号から第7号までにいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となったとき。

2. 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する債務については、有効な弁済がなされたものとします。

4. 前項の場合において、当社は旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

第19条（旅行代金の払戻し）

1. 当社は、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前三条の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。

2. 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前三条の規定により通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻すべき額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。

3. 前2項の規定は、第27条又は第30条第1項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

第20条(契約解除後の帰路手配)

1. 当社は、第18条第1項第1号又は第4号の規定によって旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

2. 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

第5章 団体・グループ契約

第21条(団体・グループ契約)

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

第22条(契約責任者)

1. 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有するものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該責任者との間で行います。

2. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

3. 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第6章 旅程管理

第23条(旅程管理)

当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1) 旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様なものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

第24条(当社の指示)

旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければならない。

第25条(添乗員等の業務)

1. 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第23条各号に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

2. 前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

第26条（保護措置）

当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

第7章 責 任

第27条（当社の責任）

1. 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知のあったときに限ります。
2. 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
3. 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

第28条（特別補償）

1. 当社は、前条第1項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
2. 前項の損害について当社が前条第1項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
3. 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の補償金支払義務は当社が前条第1項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ縮減するものとします。
4. 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

第29条（旅程保証）

1. 当社は、契約内容の重要な変更（運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

（1）次に掲げる事由による変更

- イ. 天災地変
- ロ. 戦乱
- ハ. 暴動
- ニ. 官公署の命令
- ホ. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ヘ. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ト. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

（2）第16条から第18条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

2. 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき旅行代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
3. 当社が第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

第30条（旅行者の責任）

1. 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
2. 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第8章 弁済業務保証金

第31条（弁済業務保証金）

1. 当社は、一般社団法人日本旅行業協会（東京都千代田区霞が関3丁目3番3号）の保証社員となっております。
2. 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から1億5,000万円に達するまで弁済を受けることができます。
3. 当社は、旅行業法22条の10第1項の規定に基づき一般社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。